

三十一 第 65 条の 15 (承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(交換に伴い施行区域外用地を取得した場合) 65 の 15-2 <u>独立行政法人都市再生機構法附則第 12 条第 12 項</u>	(交換に伴い施行区域外用地を取得した場合) 65 の 15-2 <u>独立行政法人都市再生機構法附則第 12 条第 3 項</u>

三十二 旧第 66 条 (共同で現物出資をした場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<u>第 11 章 現物出資の場合の課税の特例</u>
(廃止)	<u>第 66 条 (共同で現物出資をした場合の課税の特例) 関係</u>
(廃止)	<u>(借地権の設定)</u> <u>66-1 措置法第 66 条第 1 項に規定する特定共同出資 (以下「特定共同出資」という。) には、借地権の設定 (令第 138 条第 1 項の規定の適用がある設定に限る。) の方法により当該借地権を出資の目的とするものが含まれる。</u> <u>(注) この場合における当該借地権に係る措置法令第 39 条の 10 第 1 項第 3 号に規定する「出資の直前の帳簿価額」及び措置法令第 39 条の 10 第 2 項に規定する「特定共同出資の直前の帳簿価額」は、当該借地権に係る土地につき令第 138 条第 1 項の規定により損金の額に算入される金額をいう。</u>
(廃止)	<u>(債務の引継ぎ)</u> <u>66-2 法人が資産とともにその有する債務を特定共同出資の対象として引き継いだ場合には、これを認めるものとし、この場合における措置法令第 39</u>

(廃止)

条の10第2項の「特定共同出資に係る資産の当該特定共同出資の直前の帳簿価額の合計額」は、特定共同出資に係る資産の当該特定共同出資の直前の帳簿価額からその引き継いだ債務の額を控除した金額による。

(返品債権特別勘定等の引継ぎ)

66-3 法人が特定共同出資に際して当該特定共同出資に係る資産とともに当該資産に係る次に掲げるような金額を措置法第66条第1項に規定する共同新設会社（以下「共同新設会社」という。）に引き継いだ場合には、その引継ぎを認める。この場合において、当該共同新設会社が引継ぎを受けたこれらの金額については、当該共同新設会社はその繰入れ等をしたものとして取り扱う。

(1) 返品債権特別勘定の金額

(2) 補修用部品在庫調整勘定の金額

(3) 単行本在庫調整勘定の金額

(4) 圧縮記帳に代えて繰入れ等をした引当金勘定の金額又は目的積立金の額

(注) これらの金額の引継ぎをしなかった場合には、その引継ぎをしなかった金額は、特定共同出資をした法人において益金の額に算入する。

(廃止)

(引当金等の引継ぎ禁止)

66-4 次に掲げるような金額は、特定共同出資に際してこれを共同新設会社に引き継ぐことができないことに留意する。

(1) 貸倒引当金等の法に規定する引当金勘定の金額

(2) 海外投資等損失準備金等の措置法に規定する準備金（特別償却準備金を含む。）の額

(3) 保険差益特別勘定等の法又は措置法に規定する圧縮記帳のための特別勘定の金額

(4) 利益積立金額

(5) 資本積立金額

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>(償却超過額がある場合等の処理)</u></p> <p><u>66-5 法人が特定共同出資をした場合において、当該特定共同出資の対象となった資産の帳簿価額が税務上の帳簿価額に基づいていないときは、次に掲げる場合に応じ、次による。</u></p> <p><u>(1) 法人が当該特定共同出資の対象となった資産に係る償却超過額等を含めないで当該資産の帳簿価額を計算した場合のように、税務計算上の帳簿価額に満たない金額を基礎として当該特定共同出資により取得した株式(出資を含む。以下同じ。)の帳簿価額を計算しているときは、当該株式についてその満たない部分に相当する金額を益金の額に算入するとともに、当該償却超過額等は法人の計算にかかわらず損金の額に算入する。</u></p> <p><u>(2) 法人が当該特定共同出資の対象となった資産に係る評価益の否認金等の修正をしないで当該資産の帳簿価額を計算した場合のように、税務計算上の帳簿価額を超える金額を基礎として当該特定共同出資により取得した株式の圧縮記帳をしたときは、その否認金に相当する金額を当該法人の当該特定共同出資をした日を含む事業年度の益金の額に算入して当該否認金を消滅させる。</u></p>
(廃止)	<p><u>(特定共同出資により取得した株式の圧縮記帳の経理の特例)</u></p> <p><u>66-6 措置法第66条第1項の規定を適用する場合において、法人が特定共同出資により取得した株式につき、その帳簿価額を損金経理により減額しないで、措置法令第39条の10第2項に規定する特定共同出資の直前の帳簿価額とその株式の取得のために要した経費との合計額に相当する金額を下らない金額をその取得価額としたときは、これを認める。この場合においても、措置法第66条第2項の規定の適用があることに留意する。</u></p>

- (廃 止) (特定共同出資により受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等)
- 66-7 共同新設会社が特定共同出資により減価償却資産を受け入れた場合には、その資産につき耐用年数省令第3条第1項の規定を適用することができるのであるが、特定共同出資をした法人においてその資産につき適用を受けていた措置法第45条の2第2項又は第47条から第48条までに規定する特別償却(同法第68条の29第2項又は第68条の34から第68条の36までに規定する特別償却を含む。)については、たとえその適用期間が経過していない場合でも当該共同新設会社についてはその適用がないことに留意する。
- (廃 止) (国内にある事業所に属する資産の判定)
- 66-8 措置法令第39条の10第1項第1号に定める要件の判定に当たり、その出資に係る資産が国内にある事業所に属する資産に該当するかどうかは、原則として、当該資産が国内にある事業所又は国外にある事業所のいずれの事業所の帳簿に記載されているかにより判定するものとする。
- ただし、国外にある事業所の帳簿に記帳されている資産であっても、実質的に国内にある事業所において経常的な資産管理が行われていたと認められる資産については、国内にある事業所に属する資産に該当することになるのであるから留意する。
- (廃 止) (持株割合が100%未満又は20%未満となることが見込まれていることの意義)
- 66-9 措置法令第39条の10第1項第4号に規定する共同事業再編法人及び他の共同事業再編法人の有する当該共同新設会社の株式等の数が当該共同新設会社の発行済株式等の総数の100分の100未満となること又は当該共同事業再編法人の有する当該共同新設会社の株式等の数が当該共同新設会社の発行済株式の総数の100分の20未満となることが見込まれているものとは、例えば、共同新設会社の設立時において、他の法人に吸収合併されることをあらかじめ

改 正 後	改 正 前
	<u>予定した当該共同新設会社の設立や他の法人の資本参加をあらかじめ予定した当該共同新設会社の設立がこれに該当する。</u>

三十三 第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<u>第 11 章</u> 国外関連者との取引に係る課税の特例	<u>第 12 章</u> 国外関連者との取引に係る課税の特例

三十四 第 66 条の 5 《国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<u>第 12 章</u> 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例	<u>第 13 章</u> 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例

三十五 第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<u>第 13 章</u> 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例	<u>第 14 章</u> 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例
(適用対象留保金額の計算)	(適用対象留保金額の計算)
66 の 6-9	66 の 6-9
..... <u>66 の 6-14</u> <u>66 の 6-13</u>
(法人所得に係る軽課税基準以下であるかどうかの判定等)	(新 設)
<u>66 の 6-13</u> 措置法令第 39 条の 16 第 1 項第 2 号イに規定する外国関係会社が受ける利益の配当又は剰余金の分配の額につき課される税の負担が同号イに規定	

する法人所得に係る軽課税基準以下のものであるかどうかを判定する場合において、当該外国関係会社の本店所在地国が受取配当等の一部を益金の額に算入しないような制度を採っているときは、当該本店所在地国の税法に定める表面的な税率によりその判定をするのではなく、当該利益の配当又は剰余金の分配の額に対して課される税の実質負担割合により判定することに留意する。

措置法令第39条の16第1項第2号ハに規定する外国関係信託が受ける利益の配当又は剰余金の分配の額につき課される税の負担が同号ハに規定する信託所得に係る軽課税基準以下のものであるかどうかの判定についても、同様とする。

(課税対象留保金額の円換算)

66の6-14

(廃止)

(事業の判定)

66の6-17 特定外国子会社等の営む事業が措置法第66条の6第4項第1号又は措置法令第39条の17第5項第1号若しくは第2号に掲げる事業のいずれに該当するかどうかは、原則として日本標準産業分類（総務省）の分類を基準とし

(課税対象留保金額の円換算)

66の6-13

(事業の判定)

66の6-14 特定外国子会社等の営む事業が措置法第66条の6第3項第1号、措置法令第39条の17第5項第1号又は同項第2号に掲げる事業のいずれに該当するかどうかは、原則として日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。

(注) 措置法第66条の6第3項の規定を適用する場合において、特定外国子会社等が2以上の事業を営んでいるときは、そのいずれの事業が主たる事業であるかどうかの判定については、66の6-8に準ずる。

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>て判定する。</u></p> <p><u>(注) 措置法第 66 条の 6 第 4 項の規定を適用する場合において、特定外国子会社等が 2 以上の事業を営んでいるときは、そのいずれの事業が主たる事業であるかどうかの判定については、66 の 6 - 8 に準ずる。</u></p> <p>(証券業を営む特定外国子会社等が受けるいわゆる分与口銭)</p> <p><u>66 の 6-18</u> ……………</p> <p>……………<u>66 の 6 -18</u>……………</p> <p>(廃 止)</p> <p>(適用除外の特定外国子会社等であることの証明)</p> <p><u>66 の 6-19</u> 措置法第 66 条の 6 第 6 項に規定する「<u>これら</u>の規定の適用がある旨」の記載とは、……………措置法規則第 22 条の 11 第 2 項第 2 号から第 7 号までに掲げる書類のほか規則別表十七 (二) の「<u>7</u>」欄から「17」欄まで……………</p> <p>(課税対象留保金額に係る外国法人税額の計算)</p>	<p>(証券業を営む特定外国子会社等が受けるいわゆる分与口銭)</p> <p><u>66 の 6-17</u> ……………</p> <p>……………<u>66 の 6 -17</u>……………</p> <p><u>(軽課税基準以下であるかどうかの判定)</u></p> <p><u>66 の 6-18</u> 措置法令第 39 条の 16 第 1 項第 2 号に規定する外国関係会社が受ける利益の配当又は剰余金の分配の額につき課される税の負担が同項に規定する<u>軽課税基準以下のものであるかどうかを判定する場合において、当該外国関係会社の本店所在地国が受取配当等の一部を益金の額に算入しないような制度を採っているときは、当該本店所在地国の税法に定める表面的な税率によりその判定をするのではなく、当該利益の配当又は剰余金の分配の額に対して課される税の実質負担割合により判定することに留意する。</u></p> <p>(適用除外の特定外国子会社等であることの証明)</p> <p><u>66 の 6-19</u> 措置法第 66 条の 6 第 5 項に規定する「<u>同項</u>の規定の適用がある旨」の記載とは、……………措置法規則第 22 条の 11 第 2 項第 2 号から第 6 号までに掲げる書類のほか規則別表十七 (二) の「<u>10</u>」欄から「17」欄まで……………</p> <p>(課税対象留保金額に係る外国法人税額の計算)</p>

<p>66 の 6-21<u>66 の 6-14</u> に準ずる。</p> <p>(課税済留保金額の損金算入額の計算)</p> <p>66 の 6-22その計算された金額の円換算は、<u>利益の配当の支払等</u>同項各号に掲げる事実が生じた日における電信売買相場の仲値によるものとする。</p>	<p>66 の 6-21<u>66 の 6-13</u> に準ずる。</p> <p>(課税済留保金額の損金算入額の計算)</p> <p>66 の 6-22その計算された金額の円換算は、<u>利益の配当の額の支払等</u>同項各号に掲げる事実が生じた日における電信売買相場の仲値によるものとする。</p>
---	---

三十六 第 66 条の 9 の 2 ～ 第 66 条の 9 の 5 《内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例》 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 66 条の 9 の 2 ～ 第 66 条の 9 の 5 《内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例》 関係</u></p> <p><u>(内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例)</u></p> <p><u>66 の 9 の 2-1 特定外国信託に係る措置法第 66 条の 9 の 2 から第 66 条の 9 の 5 までの規定の適用については、特定外国子会社等に係る 66 の 6-1 から 66 の 6-25 までの取扱い(66 の 6-6、66 の 6-8、66 の 6-15 から 66 の 6-18 まで及び 66 の 6-19 の取扱いを除く。)</u>に準じて取り扱う。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

三十七 第 66 条の 12 《欠損金の繰戻しによる還付の不適用》 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 14 章 その他の特例</u></p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>66 の 12-1 法人が、<u>措置法第 66 条の 12 第 1 項</u>.....</p>	<p><u>第 15 章 その他の特例</u></p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>66 の 12-1 法人が、<u>措置法第 66 条の 12 第 1 項各号</u>.....</p>

三十八 第 67 条の 12 (組合事業に係る損失がある場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p align="center"><u>第67条の12 (組合事業に係る損失がある場合の課税の特例) 関係</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(重要な財産の処分若しくは譲受けの判定)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>67の12-1 措置法第67条の12第1項に規定する「組合事業に係る重要な財産の処分若しくは譲受け」に該当するかどうかは、同項に規定する組合事業（以下「組合事業」という。）に係る当該財産の価額、当該財産が組合財産（同項に規定する組合財産をいう。以下同じ。）に占める割合、当該財産の保有又は譲受けの目的、処分又は譲受けの行為の態様及びその組合事業における従来の取扱い等の状況などを総合的に勘案して判定する。</u></p>	
<p><u>(多額の借財の判定)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>67の12-2 措置法第67条の12第1項に規定する「組合事業に係る多額の借財」に該当するかどうかは、組合事業に係る当該借財の額、当該借財が組合財産及び経常利益等に占める割合、当該借財の目的並びにその組合事業における従来の取扱い等の状況などを総合的に勘案して判定する。</u></p>	
<p><u>(重要業務の執行の決定に関与し、かつ、重要執行部分を自ら執行する場合)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>67の12-3 組合事業に係る重要業務(措置法令第39条の31第2項第1号に規定する重要業務をいう。以下同じ。)の執行の決定に関与し、かつ、重要執行部分(同号に規定する重要執行部分をいう。以下同じ。)を自ら執行する組合員は措置法第67条の12第1項に規定する特定組合員(以下「特定組合員」という。)に該当しないのであるが、法人が組合員となった時から当該事業年度終了の時までの間において、組合事業に係る重要業務の執行の決定及び重要執行部分の執行が行われていない場合には、措置法令第39条の31第2項第2号に掲げる組</u></p>	

合員に該当しない限り、当該法人は特定組員であることに留意する。

(明らかに欠損とならないと見込まれるときの判定)

67の12-4 組合事業が措置法令第39条の31第7項に規定する「明らかに欠損とならないと見込まれるとき」に該当するかどうかは、当該組合事業の形態、組合債務の弁済に関する契約、損失補てん等契約その他の契約の内容その他の状況から判断するのであることから、例えば、損失のうち少額の求償を受ける可能性があることや、相対的に発生の蓋然性の低い事由により生ずる損失が補てんされないこと等の事実のみをもって、当該組合事業が「明らかに欠損とならないと見込まれるとき」には該当しないこととなるものではないことに留意する。

(新 設)

三十九 第 68 条の 2 (中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業者であるかどうか等の判定の時期)</p> <p>68 の 2-1 法人が、措置法第 68 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる「<u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する中小企業者</u>」に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。</p> <p>(注)</p> <p>(事業の判定等)</p> <p>68 の 2-2 措置法第 68 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる「<u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する中小企業者</u>」に該当するかどうかは、次により判定するものとする。</p>	<p>(中小企業者であるかどうか等の判定の時期)</p> <p>68 の 2-1 法人が、措置法第 68 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる「<u>新事業創出促進法第 2 条第 3 項に規定する中小企業者</u>」又は同項第 3 号に掲げる「<u>中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者</u>」に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。</p> <p>(注)</p> <p>(事業の判定等)</p> <p>68 の 2-2 措置法第 68 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる「<u>新事業創出促進法第 2 条第 3 項に規定する中小企業者</u>」又は同項第 3 号に掲げる「<u>中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者</u>」に該当</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) 法人の営むその主たる事業が、<u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項第1号から第5号までに掲げる事業のうちいずれに該当するかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。</u></p> <p>(2) <u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項第1号から第5号までに規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除く。）の総数によって判定する。この場合において、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>するかどうかは、次により判定するものとする。</p> <p>(1) 法人の営むその主たる事業が、<u>新事業創出促進法第2条第3項第1号から第3号までに掲げる事業又は中小企業の創造的的事业活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる事業のうちいずれに該当するかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。</u></p> <p>(2) <u>新事業創出促進法第2条第3項第1号から第3号まで又は中小企業の創造的的事业活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項第1号から第3号までに規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除く。）の総数によって判定する。この場合において、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</u></p> <p><u>(総収入金額)</u></p> <p><u>68の2-3 法人の当該事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）における研究開発割合（措置法令第39条の34の2第3項に定める割合をいう。以下68の2-4において同じ。）の計算の基礎となる同項に規定する総収入金額（以下68の2-4において「総収入金額」という。）とは、同項に規定する試験研究費の額に充てるため他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額及びこの通達において特別の定めのあるものを除き、当該各事業年度において益金の額に算入されるべき収入金額（固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係</u></p>

(廃止)

るものを除く。)の合計額をいうものとする。

(内部取引による益金の額の総収入金額からの除外)

68の2-4 研究開発割合を計算する場合において、準備金勘定又は引当金勘定の取崩しによる益金算入額、措置法第65条の7第4項又は第12項の規定による買換資産を事業の用に供しない場合等の益金算入額及び法第48条等の規定による特別勘定の益金算入額並びに資産の評価換えによる益金等の内部取引に関する益金の額は、総収入金額に算入しないものとする。

(廃止)

(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)

68の2-5 措置法令第39条の34の2第3項に規定する固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額には、次のものが含まれるものとする。

- (1) 法第50条第1項に規定する取得資産の価額(当該取得資産とともに取得した令第92条第2項第1号に規定する交換差金等の金額を含む。)
- (2) 措置法第64条第1項若しくは第65条第1項に規定する補償金若しくは清算金(収用等の対価に該当するものに限る。)の金額又は代替資産若しくは交換取得資産の価額
- (3) 措置法第65条の9の規定により、交換の日におけるその資産の価額に相当する金額をもって譲渡したものとみなされる同条第1項に規定する交換譲渡資産の価額
- (4) 借地権の譲渡対価の額
- (5) 令第138条第1項の規定に該当する場合における借地権の設定等に伴って収受する権利金等の金額
- (6) 措置法第66条第1項に規定する特定共同出資により取得した株式(出資を含む。)のうち、現物出資をした固定資産及び有価証券に係るものの取得の時における価額の合計額

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p> <p>(中小企業者等に該当する旨の書類の書式)</p> <p><u>68 の 2-3</u></p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>イ <u>行政庁が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 9 条第 1 項に規定する承認 (同法第 10 条第 1 項の承認を含む。)</u> をした旨を証する書類</p> <p>ロ 同号に規定する<u>承認経営革新計画</u>の計画書の写し</p>	<p><u>(注)1 法第 47 条第 1 項に規定する保険金等の金額は、固定資産の譲渡に係る収入金額に含まれない。</u></p> <p><u>2 不動産売買業を営む法人の有する土地又は建物であっても、当該法人が使用し若しくは他に貸し付けているもの (販売の目的で所有しているもので一時的に使用し又は他に貸し付けているものを除く。)</u>又は当該法人が使用することを予定して長期間にわたり所有していることが明らかなものは、<u>固定資産に該当する。</u></p> <p><u>(試験研究費の額の範囲)</u></p> <p><u>68 の 2-6 措置法令第 39 条の 34 の 2 第 3 項に規定する試験研究費の額には、その試験研究費に充てるため他の者 (その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)</u> から支払を受ける金額は含まれないことに留意する。</p> <p><u>(注) 試験研究費の額の計算に当たっては、42 の 4-4 の取扱いは適用しない。</u></p> <p>(中小企業者等に該当する旨の書類の書式)</p> <p><u>68 の 2-7</u></p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>イ <u>主務大臣が新事業創出促進法第 11 条の 2 第 1 項に規定する認定 (同法第 11 条の 3 第 1 項の認定を含む。)</u> をした旨を証する書類</p> <p>ロ 同号に規定する<u>認定計画</u>の計画書の写し</p> <p><u>(3) 措置法第 68 条の 2 第 1 項第 3 号に定める事業年度 (措置法令第 39 条の 34 の 2 第 4 項の規定の適用がある事業年度に限る。)</u>の場合 <u>同項各号に規定する総収入金額及び試験研究費等の額の合計額の明細書</u></p>

付 表

中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書		事業年度	・	・	法人名
適用該当号の区分	1	措置法第68条の2第1項第()号該当 旧措置法第68条の2第1項第()号該当			
一 号 該 当	設立の日	2	平	・	・
	中小企業者の判定	3	措置法第39条の34の2第1項()号 措置法第39条の128第1項()号 平		
	主たる事業	4	業		
	資本の額又は出資の総額	5	円		
	常時使用する従業員の数	6	人		
	二 号 該 当	経営革新計画の承認年月日	7	平	・
経営革新のための事業の内容		8			
当期末における事業の状況		9			
旧 二 号 該 当	実施計画の認定年月日	10	平	・	・
	新事業分野開拓のための事業の内容	11			
	当期末における事業の状況	12			
旧 三 号 該 当	中小企業者の判定	13	旧中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法 第2条第1項第()号該当		
	主たる事業	14	業		
	資本の額又は出資の総額	15	円		
	常時使用する従業員の数	16	人		
	当前期1年以内に開始した各事業年度	17	平	・	・
	同上の試験研究費の額及び開発費の額の合計額	18	円		
	17の各事業年度の総収入金額の合計額	19	円		
	試験研究費等の割合	18/19	%		
	措置法第68条の2第1項第1号 旧措置法第68条の2第1項第1号		登記簿謄本又はその写し		
	措置法第68条の2第1項第2号 旧措置法第68条の2第1項第2号		イ 行政が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に規定する承認(同法第10条第1項の承認を含む。)をした旨を証する書類 ロ 該当する承認経営革新計画の計画書の写し		
旧措置法第68条の2第1項第2号		イ 主務大臣が旧新事業創出促進法第11条の2第1項に規定する認定(同法第11条の3第1項の認定を含む。)をした旨を証する書類 ロ 該当する認定計画の計画書の写し			
旧措置法第68条の2第1項第3号		旧措置法第39条の34の2第4項各号に規定する総収入金額及び試験研究費等の額の合計額の明細書(同項の規定の適用がある事業年度に限る。)			

付 表

中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書		事業年度	・	・	法人名
適用該当号の区分	1	措置法第68条の2第1項第()号該当			
一 号 該 当	設立の日	2	平	・	・
	中小企業者の判定	3	措置法第39条の34の2第1項()号 措置法第39条の128第1項()号 平		
	主たる事業	4	業		
	資本の額又は出資の総額	5	円		
	常時使用する従業員の数	6	人		
	二 号 該 当	実施計画の認定年月日	7	平	・
新事業分野開拓のための事業の内容		8			
当期末における事業の状況		9			
三 号 該 当	中小企業者の判定	10	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法 第2条第1項第()号該当		
	主たる事業	11	業		
	資本の額又は出資の総額	12	円		
	常時使用する従業員の数	13	人		
	当前期1年以内に開始した各事業年度	14	平	・	・
	同上の試験研究費の額及び開発費の額の合計額	15	円		
	14の各事業年度の総収入金額の合計額	16	円		
	試験研究費等の割合	15/16	%		
	当期末の資本又は出資の金額	18	円		
	前期末の総資産の額	19	円		
前期末の自己資本の額	20	円			
自己資本比率	20/19	%			
措置法第68条の2第1項第1号		登記簿謄本又はその写し			
措置法第68条の2第1項第2号		イ 主務大臣が新事業創出促進法第11条の2第1項に規定する認定(同法第11条の3第1項の認定を含む。)をした旨を証する書類 ロ 同号に規定する認定計画の計画書の写し			
措置法第68条の2第1項第3号		措置法第39条の34の2第4項各号に規定する総収入金額及び試験研究費等の額の合計額の明細書(同項の規定の適用がある事業年度に限る。)			

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">記 載 の 仕 方</p> <p>1 この明細書は、<u>措置法第 68 条の 2 第 1 項</u>（中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）（<u>同項第 3 号に掲げる同族会社が同項の規定の適用を受ける場合を除きます。</u>）又は平成 17 年改正前の措置法（以下「旧措置法」といいます。）第 68 条の 2 第 1 項（中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）（<u>同項第 4 号に掲げる同族会社が同項の規定の適用を受ける場合を除きます。</u>）の規定の適用を受ける場合に、確定申告書に添付することとされている<u>措置法規則第 22 条の 20 第 1 号及び第 2 号又は平成 17 年改正前の措置法規則第 22 条の 20 第 1 号から第 3 号までに定める書類に代えて添付する場合に記載</u>します。</p> <p>なお、<u>措置法第 68 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる同族会社が同項の規定の適用を受ける場合又は旧措置法第 68 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる同族会社が平成 17 年 4 月 1 日以後終了する事業年度において同項の規定の適用を受ける場合には、法人税申告書別表三(一)の「1」から「4」までの各欄に記載の上、確定申告書に添付してください。</u></p> <p>2 「適用該当号の区分 1」には、<u>措置法第 68 条の 2 第 1 項又は旧措置法第 68 条の 2 第 1 項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲み、()内に該当号を記載</u>します。</p> <p>3 「一号(旧一号)該当」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1)</p> <p>.....</p> <p>.....他の同族会社、被合併法人又は分割法人の.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(2)<u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律</u>（以下「中</p>	<p style="text-align: center;">記 載 の 仕 方</p> <p>1 この明細書は、<u>措置法第 68 条の 2</u>（中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）の規定の適用を受ける場合に確定申告書に添付することとされている<u>措置法規則第 22 条の 20 各号に定める書類に代えて添付する場合に記載</u>します。</p> <p>2 「適用該当号の区分 1」には、<u>措置法第 68 条の 2 第 1 項各号のいずれの号に該当するものであるかを記載</u>します。</p> <p>3 「一号該当」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1)</p> <p>.....</p> <p>.....他の同族会社又は被合併法人の.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(2)<u>新事業創出促進法第 2 条第 3 項各号</u>.....</p>

小企業新事業活動促進法」といいます。）第2条第1項各号又は中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成17年法律第30号）附則第4条の規定による廃止前の新事業創出促進法（以下「旧新事業創出促進法」といいます。）第2条第3項各号……………

(3) ……………

4 「二号該当」の各欄は、次により記載します。

(1) 「経営革新計画の承認年月日7」には、中小企業新事業活動促進法第9条第1項に規定する経営革新計画について行政庁の承認を受けた年月日を記載します。

(2) 「経営革新のための事業の内容8」には、中小企業新事業活動促進法第10条第2項に規定する承認経営革新計画に従って実施している同項の経営革新のための事業の内容を簡記します。

(3) 「当期末における事業の状況9」には、当期末における上記(2)の事業の実施状況を記載します。

5 「旧二号該当」の各欄は、次により記載します。

(1) 「実施計画の認定年月日10」には、旧新事業創出促進法第11条の2第1項……………

(2) 「新事業分野開拓のための事業の内容11」には、旧新事業創出促進法第11条の3第2項に規定する認定計画に従って実施している同項の新事業分野開拓のための事業の内容を簡記します。

(3) 「当期末における事業の状況12」には、……………

6 「旧三号該当」の各欄は、次により記載します。

(1) 「中小企業者の判定13」の（ ）内には、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律附則第4条の規定による廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1号各号に定める中小企業者……………

(3) ……………

4 「二号該当」の各欄は、次により記載します。

(1) 「実施計画の認定年月日7」には、新事業創出促進法第11条の2第1項……………

(2) 「新事業分野開拓のための事業の内容8」には、新事業創出促進法第11条の3第2項の認定計画に従って実施している同項に規定する新事業分野開拓のための事業の内容を簡記します。

(3) 「当期末における事業の状況9」には、……………

5 「三号該当」の各欄は、当期が平成14年4月1日以後に開始した事業年度に限り、次により記載します。

(1) 「中小企業者の判定10」の（ ）内には、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項各号に定める中小企業者……………

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>(2) 「主たる事業¹⁴」から「常時使用する従業員の数¹⁶」までは、.....</p> <p>.....</p> <p>(3) 「当期前1年以内に開始した各事業年度¹⁷」には、.....</p> <p>(4) 「同上の試験研究費の額及び開発費の額の合計額¹⁸」には、..... <u>…試験研究費の額及び中小企業経営革新支援法施行令等の一部を改正する政令（平成17年政令第153号）附則第2条の規定による廃止前の中小企業の創造的的事业活動の促進に関する臨時措置法施行令第5条第1項.....</u> なお、合併、分割、現物出資又は事後設立が行われたことにより、<u>平成17年改正前の措置法施行令第39条の34の2第4項.....</u></p> <p>(5) 「<u>(17)の各事業年度の総収入金額の合計額¹⁹</u>」には、.....</p>	<p>(2) 「主たる事業¹¹」から「常時使用する従業員の数¹³」までは、.....</p> <p>.....</p> <p>(3) 「当期前1年以内に開始した各事業年度¹⁴」には、.....</p> <p>(4) 「同上の試験研究費の額及び開発費の額の合計額¹⁵」には、..... ...試験研究費の額及び中小企業の創造的的事业活動の促進に関する臨時措置法施行令第5条第1項.....なお、合併、分割、現物出資又は事後設立が行われたことにより、措置法施行令第39条の34の2第4項.....</p> <p>.....</p> <p>(5) 「<u>(14)の各事業年度の総収入金額の合計額¹⁶</u>」には、.....</p> <p><u>6 「四号該当」の各欄は、次により記載します。</u></p> <p>(1) 「<u>前期末の総資産の額¹⁹</u>」には、<u>前期末の確定決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額(次のイからニまでに掲げる金額がある場合にはこれを減算し、ホに掲げる金額がある場合にはこれを加算します。)を記載します。</u></p> <p>イ <u>固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて損金経理により引当金として経理している金額又は利益処分により積立金として積み立てている金額</u></p> <p>ロ <u>特別償却準備金として積み立てている金額</u></p> <p>ハ <u>土地の再評価に関する法律第3条第1項の規定により再評価を行った土地の同法第7条第1項に規定する再評価差額に相当する金額</u></p> <p>ニ <u>その他有価証券(売買目的有価証券及び満期保有目的等有価証券以外の有価証券)に係る評価益等相当額</u></p> <p>ホ <u>その他有価証券に係る評価損等相当額</u></p>

(総資産の帳簿価額の計算)

68の2-4 措置法令第39条の34の2第2項に規定する総資産の帳簿価額(以下68の2-6までにおいて「総資産の帳簿価額」という。)の計算については、次に掲げるような場合には、それぞれ次による。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7)
- (8)

(税効果会計を適用している場合の総資産の帳簿価額)

68の2-5

(税効果会計を適用している場合に総資産の帳簿価額から控除する金額)

68の2-6

(自己資本比率を算出する際の負債の意義)

(2) 「前期末の自己資本の額20」は、前期末の資本の金額又は出資金額、資本積立金額及び利益積立金額の合計額を記載します。なお、措置法令第39条の34の2第10項に規定する同族株主等に対する負債(借入金その他利子の支払の基因となるもの)に限ります。の額がある場合には、その金額を加算し、加算した金額を「20」の内書に記載します。

(総資産の帳簿価額の計算)

68の2-8 措置法令第39条の34の2第8項に規定する総資産の帳簿価額(以下68の2-10までにおいて「総資産の帳簿価額」という。)の計算については、次に掲げるような場合には、次による。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7)
- (8)

(税効果会計を適用している場合の総資産の帳簿価額)

68の2-9

(税効果会計を適用している場合に総資産の帳簿価額から控除する金額)

68の2-10

(自己資本比率を算出する際の負債の意義)

改 正 後	改 正 前
<p><u>68 の 2-7 措置法令第 39 条の 34 の 2 第 3 項</u>……………</p> <p>(自己資本比率を算出する際の株主等の意義)</p> <p><u>68 の 2-8</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 34 の 2 第 3 項</u>……………</p>	<p><u>68 の 2-11 措置法令第 39 条の 34 の 2 第 9 項</u>……………</p> <p>(自己資本比率を算出する際の株主等の意義)</p> <p><u>68 の 2-12</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 34 の 2 第 9 項</u>……………</p>

四十 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第103号)及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成17年省令第37号))による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達(法人税編)の取扱いの例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>